

埼労発基0226第4号
令和7年2月26日

関係団体等の長 様

埼玉労働局長
(公印省略)

「労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準の一部を改正する件」の告示について

標記について、令和7年2月19日付け基発0219第6号をもって、厚生労働省労働基準局長から別添のとおり通知がありましたので、傘下の会員等に対する周知等に御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。